

相続を争族にしないために

相続お役立ちブック

愛を形に残す

一 なぜ相続対策が大切なのか

《相続と争族》 人は必ず死にます。人は遺伝子上、一二四歳位まで生きることが可能としても、人の死亡率は一〇〇パーセントです。

すると、財産や借金がまったく無いなどの場合を除いて、相続が発生します。相続が発生すると、家族は、往々、「争族」(争続)に変化してしまいます。「争族」とは、「相続争いの家族」のことです。そして、「遺産争いは家族の絆きずなをズタズタに切り裂く」ことになるのです。今日、遺産をめぐる争いは、増え続けています。

《具体例》 現実にあつた具体例を見てみましょう。父親が妻と息子二人を残して亡くなりました。息子である兄は弟に、「おやじが建てた、この家と土地はおふくろと一緒にいた者が取る。いいな」と言いました。弟は「わかった」と答えました。その後、兄は結婚し家を出ました。さらに数年後、弟も結婚することになったのですが、母親が望むように母親と同居することにしました。ところが、父親の死後十数年たったある日、兄が弟に「お前、今、収入はどれくらいだ」と言いました。弟が金額を言うと、「そんなの一人前の人間じゃないな。お前なんか人間じゃないんだから、お前との約束は守る必要はない。俺は財産が欲しいんだ」と言うのです。さらに、「おやじが死んだ時に約束したと言うなら、その証拠を出せ」とまで言いました。今度、母親が死んだら、その時はお前たちが住んでいる家や土地を売り払ってでも財産は取る、というわけです。これまで二男夫婦とずっと一緒に生活し面倒をみてもらってきた母親は、夫死亡時からの経緯を知っており、息子を集めて家や土地は二男に渡すと宣言したのですが、兄は、「弟はおふくろをだまして、財産を全部取ろうとしているんだ」と言います。さあ、どうしたらよいのでしょうか。

《私も経験》 私自身も、実際に親からの相続を経験しました。私には、資格予備校や各大学で数十年にわたり行った法律の講義や研究でつちかった、民法、相続の専門家としての法的知識、思考力があります。そこで、あらかじめ、親の意思を尊重しつつ、きちんと対策を講ずることによって争いを未然に防止し、私自身満足を得ることができました。

相続対策を誤ると骨肉の争いとなり、大きな禍根を残します。そうならないために、相続対策はきちんとした法的知識の下で適切に行われることが大切です。そのために、この小冊子がお役に立てば、誠にありがたいと思います。

二 相続の基本は何か

相続とは死亡した人が生前にもっていた財産上の権利義務を他の人が受け継ぐことです。死亡した人を被相続人、受け継ぐ人を相続人といいます。

《相続人》 まず、相続人となるのはだれでしょうか。

被相続人に配偶者(戸籍上、夫からみて妻、妻からみて夫)がいれば、配偶者は常に相続人になります。配偶者は被相続人と協力して財産を形成してきたからです。

《第一順位》 その上で、被相続人に子がいれば、子が配偶者と共に相続人になります。ただし、被相続人の子が、相続開始以前に死亡していた場合は、その子の子、つまり被相続人の孫が相続しますし、その孫も死亡していればその孫の子が相続します(これを代襲相続だいしゅうといいます)。

《第二順位》 被相続人に子(や代襲相続人)がいなくときは、被相続人の父母、祖父母などの直系尊属が配偶者と共に相続人になります。父母と祖父母では、世代が近い父母が優先します。

《第三順位》 子(や代襲相続人)や直系尊属がいなくときは、被相続人の兄弟姉妹が配偶者と共に相続人になります。ここでは、代襲相続は、兄弟姉妹の子(つまり甥と姪)までです。

《相続欠格・廃除》 しかし、相続人であっても、相続人になれない場合があります。まず、当然に相続人の地位を失う相続欠格で、被相続人などを殺して処罰されたような場合です。つぎに、家庭裁判所の審判によって相続人の地位を失う廃除で、被相続人を虐待したような場合になされます。

★相続人がいないときは、被相続人の療養看護に努めたような特別縁故者がいれば、この者の請求によって家庭裁判所は相続財産の全部または一部を与えることができます。そして、特別縁故者への分与によって処分されなかった財産は国庫に納められます(後述の遺言などがあれば別です)。

《相続分》 つぎに、相続人が同順位で数人いるとき、民法が定めた相続分(法定相続分)はどうなっているのでしょうか。

第一順位として子と配偶者が相続人となる場合は、配偶者が1—2、子が1—2です。子が数人いる場合は、1—2を均等に分割します。ただし、法律上結婚していない男女間に生まれた子は、法律上結婚している男女間に生まれた嫡出子の相続分の1—2です。これは法の下での平等(憲法第十四条)に違反しないとするのが最高裁判所の判断です。

第二順位として、直系尊属と配偶者が相続人となる場合は、**配偶者が2—3、直系尊属が1—3**です。直系尊属が数人いる場合は、均等に分割します。

第三順位として、兄弟姉妹と配偶者が相続人となる場合は、**配偶者が3—4、兄弟姉妹が1—4**です。ただし、死亡した被相続人と、父母の一方だけが同じ兄弟姉妹の相続分は、父母の両方が同じ兄弟姉妹の相続分の1—2です。

《遺産争い》 このように、民法は、相続人や相続分について定めています。たとえば、「自分は親と一緒に暮らし面倒をみてきたのに兄弟間で均等分割はおかしい」、「子はみんな平等であり、自分には均等に分割して相続する権利がある」、「家のローンが残っているから、配偶者の親の遺産が必要だ」、などです。

しかし、被相続人にとって、家族が遺産争いをする姿を見ることがほど淋しいものはないでしょう。そこで、**遺言書**を書いておいて、紛争の芽を未然に摘み取っておくことが望ましいこととなります。

三 遺言書はどのように作るか

《遺言書は最優先》 遺言は一定の方式にしたがって自分の最終的意思を示したものであり、この意思を書面にしたものが**遺言書**です。そもそも、相続財産は被相続人の財産なので、被相続人は遺言により自由に処分することができます。そこで、遺産を分割する方法のなかでは、**遺言がもっとも優先**され、**被相続人が遺言書の中で示した最終の意思は、法律が定めた法定相続より尊重される**というのが相続法の基本的な立場です。したがって、遺言者は遺言で誰にどの財産を渡すかを、原則として自由に指定することができます。そして、遺言書作成後も、気が変わったらいつでも、**遺言書を作成しなおす**ことができます。

民法上、人は十五歳になったら遺言できるのですが、遺言が効力を発生する時には遺言者は死亡しているので、遺言には「**厳格な方式**」が要求されています。

《自筆証書遺言》 まず、実際に作成されることが多いものとして、**自筆証書遺言**があります。これは、遺言者が、**遺言の全文と日付と氏名を自書し、印を押す**ことによって作成します。押印は三文判でもかまいません。

《長所と短所》 この自筆証書遺言は、いつでも作成でき、費用も不要な点が長所です。しかし、自分一人で作成するため、**本当に遺言者がその意思で作成したのか疑問**がもたれたり(たとえば、手を添えて書かせられたもので真意ではないと争いになったりします)、偽造とか隠匿のおそれがあったり、家庭裁判所に

よる検認手続(後日の隠匿などを防ぐだけの効力の手続です)が必要になるなどの短所があります。

《公正証書遺言》　そこで、おすすめなのが、公正証書遺言です。

公正証書遺言は、公証人が作成する公正証書による遺言です。公正証書によって遺言するためには、①証人二人以上が立会い、②遺言者が公証人に話して遺言の内容を伝えることが必要です。さらに、③公証人が遺言者の口述を筆記し、遺言者と証人に読み聞かせ、④遺言者と証人が署名押印し、⑤公証人が法の要求する方式にしたがって作成した旨を付記し署名押印すること、が必要です。

《具体的作成手続》　具体的には、公正証書遺言作成希望者は、まず、行政書士(行政書士は「街の法律家」で、他と比べ費用が安く済みます)などの法律専門家と事前に相談し、コンサルティングを受けた上で、共に公証人役場に向くことが多いでしょう。その場合には、実印と印鑑証明書、戸籍謄本・住民票、財産目録、遺言書の案文などを持参します。そして、事前に行政書士などと協議した遺言案を公証人に提示し、公証人はチェックしたうえで遺言を作成します。この遺言案では、行政書士などの法律専門家を遺言執行者に指定しておく目安です。

《長所》　公正証書遺言の長所としては、公証人が作成するので遺言が無効になる危険がありませんし、原本が公証人役場に保管されますので偽造や隠匿の心配もありません。また、家庭裁判所の検認手続が不要ですので、相続発生後直ちに相続手続をスタートさせることができます(たとえば、不動産なら公証人から渡された公正証書遺言の正本などで直ちに登記手続をすることができます)。

《短所》　たしかに、公正証書遺言作成には、手間や費用(たとえば、相続する財産の価額が一千万円を超え三千万円までなら証書作成代が二万三千元で、遺言加算が一万一千円です)などがかかるといった短所はあります。

しかし、遺言を作成する目的は、相続争いを未然に防ぎ、自分の意向を確実に実現することにあるのですから、公正証書遺言を作成することが最も安心確実にいえるでしょう。

《遺留分》　ただ、遺言について制約となるのが遺留分です。

遺留分とは、一定の相続人に相続財産の一定割合の取得を保障したものです。被相続人がまったく自由に財産を処分できるとすると、被相続人の財産によって生計を維持してきた相続人が生活に困ることになります。そこで、認められたのが遺留分の制度なのです。

遺留分を有する相続人、つまり**遺留分権利者**は、**配偶者**、被相続人の子(代襲相続人を含みます)・**直系尊属**です。兄弟姉妹は、被相続人と必ずしも密接な関係にあるとはいえないので、遺留分が認められていません。

〔遺留分の割合〕 遺留分の割合は、**直系尊属だけが相続人である場合は被相続人の財産の1/3**、それ以外の場合(たとえば、子だけが相続人の場合)は**被相続人の財産の1/2**です。そして、個々の相続人の遺留分額は、遺留分の割合に法定相続分率を掛けたものです。たとえば、親の財産が三千万円で、相続人は子のAとBの二人だった場合、Aの遺留分額は、 $3000万円 \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 750万円$ です。

〔遺留分減殺請求権〕 げんさいそこで、もし遺言が相続人の遺留分を侵害している場合は、遺留分権利者は、**遺留分減殺請求権**を行使して、財産を取り戻すことができます。

〔遺留分の逆用〕 ただ、自分には遺留分があるとして、**逆に遺留分を利用しようとする人が出てきた場合が問題**です。たとえば、相続人となる子のAとBのうち、Aは母親の面倒を見ないで自由に結婚生活をし、相応の財産もあるのですが、Bは自分の妻と共に母親の面倒を見て母親と長年苦勞を共にしてきました。母親としては、財産は自分たちが住む不動産以外にはほとんどないような場合、**不動産はBに感謝の意味を込めて渡したい**と思います。この場合、自分には**遺留分があるのだから不動産を売り払っても財産をよこせと主張**してきそうなAに対して、母親としてはどうしたらよいのでしょうか。

この場合は、そもそも、被相続人の財産によって生計を維持してきた相続人が生活に困るからという遺留分の根拠はあてはまりません。そこで、このような場合は、いくつかの対処法が考えられますが、少なくとも、母親としては、遺言で、これまでの経緯や自分の思いを断固として示しておくのがよいでしょう。**公正証書遺言にも「付言事項」を記載**することができます。さらに、詳しい事情や決意をテープなど音声で残しておくのもよいでしょう。亡くなる母親の断固たる意思に子が反するというのは、これらだけでも、通常は、なかなか難しいでしょう。

このように、遺言書を残しておくというのは、家族が「争族」にならないため是非とも必要なことといえます。しかし、結局、死亡時に、遺言書が残されなかったという場合は、どうなるのでしょうか。

四 遺産分割協議書はどのように作るか

被相続人が遺言書を作成していないときは、原則として**相続人全員**で話し合っ**て遺産分割すること**(遺産分割協議といいますが)になります。この遺産分割協

議によって作成された文書が**遺産分割協議書**です。

《**相続人・相続財産の確定**》 遺産分割協議には、全相続人が参加しなければなりませんから、まず相続人を確定しなければなりません。相続手続の際には相続人について書類での証明が求められますから、**戸籍謄本**を取り寄せ、相続人関係図を作成し子の有無などを確認します。

つぎに、相続財産を確定する必要があります。**相続財産は、原則として、被相続人の財産に属した一切の権利や義務**です。

《**寄与分・特別受益**》 なお、共同相続人のなかに被相続人の財産の維持や増加に**特別に寄与した人**がいる場合は、相続財産から、その人の「**寄与分**」を控除したものを相続財産とみなし、その寄与者に寄与分を与えたうえで、残りの相続財産について相続が進められます。

また、共同相続人のなかに**特別に被相続人から生計の資本としての贈与などを受けた**（「**特別受益**」といいます）人がいた場合は、被相続人が相続開始のときに有した財産の価額に、その贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、その特別受益者の法定相続分のなかから、贈与などの価額を除いた残額が、その人の具体的相続分となります。

《**相続の放棄・限定承認**》 また、相続をすらかどうかは、まったく相続人の自由で、相続による権利や義務を受け継がないという「**相続の放棄**」をすることができません。

他方、相続によって得た財産の限度で被相続人の借金などを返済するという「**限定承認**」をすることもできます。ただし、限定承認は、法律関係が複雑になるのを避けるため、共同相続人の**全員が共同してのみ**することができます。相続の放棄や限定承認は、**相続開始があつたと知ったときから三か月以内に被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てなければなりません**。

《**遺産分割協議は早く**》 相続の放棄や限定承認がなされず、一切の権利や義務を受け継ぐという相続の**単純承認**をすると（また、相続開始を知ったときから三か月以内に、放棄や限定承認をしないと単純承認したものとみなされます）、共同相続人は、全員で遺産分割協議をすることになります。

あまりに期間が経過すると、相続人が死亡し新たな相続が始まるなど協議が難しくなりますので、**遺産分割協議はできるだけ早く行ったほうがよい**でしょう。

《**遺産分割協議の困難さ**》 遺産分割協議は、法定相続分はどうなっているか、被相続人を介護し療養介護に努めたのはだれか、相続人のなかに心身に障害を持つものがいるか、などを配慮してなされます。

しかし、現実には、各相続人の希望や思惑がからんでくるため、全員が納得するようにまとめ上げるのは大変で、往々にして争いになります。相続財産はもと自分のものではないのですから欲を出さず、法律専門家である行政書士に相談するなどして、知恵を出し合って、被相続人が墓場の陰で嘆かないようにしてあげたいものです。

《遺産分割協議書の作成》 協議がまとまったら、協議ができた明確な証拠として遺産分割協議書を作成します。財産と取得者を特定できるように、正確・正式に記載することが必要です。不動産については登記簿謄本に記載されている通りに書きます。

そして、最後に相続人が署名押印をします。不動産については、続いて相続登記手続きをしますので、住民票に記載されている住所を記載し、印鑑登録してある実印で押印します。

《遺産分割の調停・審判》 相続人間で遺産分割協議ができないときは、家庭裁判所に調停（話し合い）の申立てを行い、調停がまとまらないときは、家庭裁判所に審判（家庭裁判所の結論）の申立てをすることができます。

★なお、相続税は、原則的に、相続財産が基礎控除額をこえる場合に納めなければなりません。基礎控除額は、「定額控除（五千万円）＋法定相続人比例控除（法定相続人の数×一千万円）」です。ここにいう、「法定相続人の数」には、相続の放棄をした人も含まれます。

五 あとがき

《愛を形に残す》 NHK大河ドラマ「天地人」などでも取り上げられている戦国武将「上杉謙信」も遺言を残さなかったため、死後に相続争いが発生しました。骨肉の争いは家族を修復したい敵対関係にさせてしまいます。遺言は安心して長生きするためのものです。死ぬための遺書とは違います。遺言に早すぎるということはありません。そのうちにと思っている間に、したくてもできない状態になってしまうことも多いのです。手遅れになる前に、残された家族に対する愛を形に残しておいたらいかがでしょうか。遺産分割協議は、あくまで、遺言がない場合の、やむをえない対策です。

★この相続小冊子や、相続人がなく遺品整理、その他についてご不明や聞いてみたい法律問題がございましたら、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。

連絡先 行政書士山口法務事務所 山口孝一

〒一九一―〇〇六一 東京都日野市大坂上二―一〇―二六

☎ (〇四二) 五一四―八八二〇 ファックス〇四二(五八二)七六七七

Eメール yamaguchi.kouichi@sky.plala.or.jp

山口孝一プロフィール 東京都日野市生まれ。早稲田大学法学部卒業。

(株)協和銀行勤務、資格予備校・各大学講師、を経て、行政書士。